

(趣旨)

第1条 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項については、法令、条例その他特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 本市が本市以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であつて、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいう。ただし、扶助的性格を有するものを除く。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の計画書
- (2) 補助事業の収支予算書
- (3) 補助事業の実施設計書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、交付申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令、予算等で定めるところに適合するかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合(市長が定める軽微な変更をする場合を除く。)においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金

の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還すべき旨の条件を付することができる。

- 3 第1項第1号又は第2号に規定する市長の承認を受けようとする者は、補助事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により、補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 第6条の規定は、第1項の措置を行った場合に準用する。

4 市長は、第1項の規定による補助金の交付の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対し、次に掲げる経費について補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった経費

- 5 前項の補助金の額に同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告)

第10条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、補助事業遂行状況報告書(様式第4号)により、報告を求めることができる。

(補助事業の遂行に関する指示)

第11条 市長は、前条の報告等により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(様式第5号)に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止を含む。)に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知書(様式第6号)により、その額を補助事業者へ通知する。

第14条 市長は、次に掲げる場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、第4条に規定する補助金の交付の決定と併せ補助金の額を確定することができる。

(1) 前年度以前に完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合

(2) 当該年度に完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合

(3) 前年度以前に利子補給金又は元利償還費補助金の交付決定を受けた借入金に係る当該年度の利子補給金又は元利償還費補助金を、実績に基づき交付しようとする場合

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をしたときは、第6条の規定にかかわらず、速やかに、補助金の交付決定及び額の確定通知書(様式第7号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をするときは第5条及び第12条の規定の適用はないものとし、第7条の規定の適用については同条中「前条の規定による通知」とあるのは「第14条第2項の規定による通知」とする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止を含む。)に係る補助事業の成果の報告があつた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第16条 補助金の支払は、第13条又は第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に請求により行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条の規定により補

助金の交付決定通知をした後に請求により概算払又は前金払をすることができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金(精算)請求書(様式第8号)又は補助金概算払(前金払)請求書(様式第9号)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第19条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第5条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 機械及び重要な器具

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

- 2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、補助事業の対象となった財産の利用状況について必要に応じ、報告を求め、又は現地調査等を実施する

ものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の七尾市補助金交付規則(昭和41年七尾市規則第16号)、田鶴浜町補助金交付規則(昭和52年田鶴浜町規則第7号)、中島町補助金交付規則(昭和42年中島町規則第7号)又は能登島町補助金交付規則(昭和56年能登島町規則第3号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定により交付を受けた補助金に関しては、なお合併前の規則の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の規則によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年9月30日規則第14号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第39号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第34号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。